令和８年８月25日

令和８年度第３回
世田谷区障害者施策推進協議会

（注意）一部、音声コードによる音声と文章が一致しないことがあります。ご了承ください。

午後６時30分開会

○障害施策推進課長　それでは、定刻になりましたので、会を始めたいと思います。

本日は、お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。ただいまより令和８年度第３回世田谷区障害者施策推進協議会を開催いたします。

私は、事務局を務めます障害施策推進課長と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、本日の委員の欠席でございますが、世田谷区医師会、玉川医師会、日本オストミー協会東京支部せたがや交流会、区民公募委員から御欠席の連絡をいただいております。委員28名のうち、過半数を超える方に御出席いただいておりますので、本日の協議会は成立してございます。

それでは、次第に沿って進めさせていただきます。

初めに、部会長より御挨拶をお願いいたします。

○部会長　皆さん、こんにちは。今日も本当に暑い中をお集まりいただきありがとうございます。最近、本当に災害が多いと、つい先日も地震が都内でもありましたし、私はこの間千葉に行ってきて、豪雨のちょっと後だったんですけれども、都会型の災害みたいな言葉なんかが広がってきて、世田谷にも本当に切実な課題だなみたいなところを感じています。熊本の地震があった後に、やっぱり10年前と今とでは避難の仕方なんかも随分変わっています。やっぱりお一人お一人の意向ですとか暮らしをどう尊重しながら災害を考えるかみたいなことなんかをちょっと悩ましく思ったりしております。

今日も資料をかっちり準備していただいていますので、また議題につきましては活発な御意見をいただければと思います。よろしくお願いします。

オンライン参加の委員の皆様もよろしくお願いいたします。

○障害施策推進課長　ありがとうございました。

続いて、障害福祉部長より御挨拶申し上げます。

○障害福祉部長　皆様、こんばんは。障害福祉部長です。本日はお忙しい中、またこの夜間にオンライン参加の方々を含めまして御参加いただきましてありがとうございます。

本日は、前回に引き続きまして協議事項といたしましては、次期インクルージョンプランについてと障害理解の促進と地域共生社会の実現をめざす条例の一部改正についてとなっておりますけれども、この間の皆様方の御意見等々も参考にさせていただいて、まず素案という形で一度取りまとめております。今後、９月になりますと、パブリックコメントとシンポジウムということで、多くの区民の方に、素案の段階でちょっと中身を見てもらって様々御意見をいただくということになっております。また、年末にかけて今度は素案の素が取れて案という形でまとめていきますので、本日も皆様方から、ちょっと言いそびれたとか、これもぜひみたいなのが、素案には間に合わないかもしれませんけれども、内容を精査していきたいと思いますので、本日も活発な御議論をしていただけるとありがたいと思っております。よろしくお願いします。

○障害施策推進課長　ありがとうございます。

続きまして、配付資料の確認をさせていただきます。最初に、次第になります。続いて、資料の１、資料の１－１、資料の１－２、概要版と本編のせたがやインクルージョンプラン【素案】についてです。続いて、資料の２、世田谷区障害理解の促進と地域共生社会の実現をめざす条例の一部改正（素案）についてです。続いて、今回の資料への質問・意見用紙で、あとは令和８年度第２

回終了後にいただいた質問及び意見をお配りしております。最後に、机上配付として、シンポジウムのチラシ案を配付してございます。こちら、配付資料は以上になりますけれども、不足等はございますでしょうか。大丈夫でしょうか。ありがとうございます。

加えて、御発言の際にお願いがございます。今回もオンラインを併用しての開催となりますので、会場参加の委員の皆様も、必ずマイクを使用して御発言をお願いいたします。

それでは、ここからの進行につきましては部会長にお願いしたいと思います。部会長、よろしくお願いいたします。

○部会長　では、議事に入らせていただきます。まず、せたがやインクルージョンプランの素案について、障害施策推進課の課長から御説明をお願いいたします。

○障害施策推進課長　それでは、まず資料の１です。世田谷インクルージョンプランの素案についてです。

主旨については記載のとおりでございます。今回資料１－１として概要版もつけさせていただいていますけれども、前回中間まとめということで、中間まとめをまたバージョンアップしての１－２の本編のほうで御説明させていただきます。

それでは、まず１－２の、もう見慣れたページが多いと思いますので、前回から変更があった点についてです。まず12ページ、13ページ、第２章のところです。こちらは障害者を取り巻く状況というところで、総人口ですとか、障害者数のところに令和８年の人数を加えてございます。13ページ、14ページ、15ページと加えてございます。

それから、41ページは、変わらず基本理念ということで、計画が目指す姿、基本理念が記載してございます。行動コンセプトがあります。

今度重点取組、45ページのところです。重点的な取組みということで、こちら１から９までございますけれども、新たに加えた項目に新規と加えてございます。

続いて、46ページから細かく重点取組１、２と始まっていくんですけれども、ここの一番下のところ、関連する施策番号を入れ込んでございます。

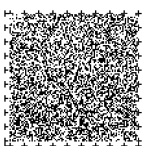
続きまして、第４章のところですけれども、こちらは個別項目のほうを見直しまして、新規で加えたものについては、項目のところに新規と入れておったり、あと第３章の重点取組について入っているものについては、重点１とか２とかいうふうに入れてございます。なので、56ページ、57ページからのつくりはそのようになってございます。例えば59ページの13番、「高次脳機能障害」の普及啓発と理解促進、その項目に新規と重点３と、このように記載してございます。

それから、飛んでいただきまして117ページ、第６章のところですけれども、こちらに障害者児実態調査の結果を抜粋して記載してございます。

それから、132ページのところに(4)として、世田谷区自立支援協議会からの意見というふうに入れてございます。

第７章、その他方針等というところを加えてございます。ここに（仮称）世田谷区高次脳機能障害者支援における基本的な考え方というふうに載せてございます。ここのところが新たに加わったというところで、担当の課長のほうから御説明をさせていただきます。

○障害保健福祉課長　障害保健福祉課長と申します。



138ページのところ、世田谷区高次脳機能障害者支援における基本的な考え方ということで、今回初めてお見せする形になりますが、高次脳機能障害に係る支援の基本方針的なものを作成しておりますので、初めてですので、御説明をさせていただければと思います。

おめくりいただき、140ページへお進みいただければと思います。

１番の基本的な考え方の策定の背景のところでございます。

高次脳機能障害というのは、脳卒中でありますとか、頭部外傷とか、脳損傷の後遺症として、記憶障害、注意、遂行機能の障害、またあと感情のコントロールとか、そういうところに困難が生じる障害でございます。外見から分かりにくいというようなところが特徴となっておりまして、実際の生活場面で困り事が生じやすい障害と言われてございます。

「また」のところですが、その下のところで、障害特性への理解とか、支援体制の整備がまだ十分とは言えないというようなところが、ほかの障害に比べまして支援の取組が遅れているということ、当事者家族が適切な支援につながりにくいというような現状がございます。そのため、この基本的な考え方をつくりたいというものでございます。

区としましては、平成31年までは、総合福祉センターのほうで高次脳機能障害のある方の支援に取り組んできております。

うめとぴあに移行後は、今、保健センターとこちらの東京リハビリテーションセンター世田谷のほうで引き続き支援を行ってきている。また、これは世田谷ボランティア協会さんのほうに委託しているケアセンターふらっとというのも世田谷区の委託事業として古くから高次脳機能障害の支援を実施し、それぞれが相互に連携して充実を図ってきているところでございます。

一方で、下のほうに行きまして、令和８年４月、今年の４月に高次脳機能障害者支援法が施行されまして、地方公共団体につきましては、支援に関する施策を主体的かつ計画的に進めろということで求められているところでございます。

そのこともありまして、区の支援の在り方や施策に取り組む際の指針とするために基本的考え方を策定するというものでございます。

おめくりいただきまして、142ページのところがこの基本方針の基本目標ということで、こちらはインクルージョンプランの内包する形になりますので、基本的にはインクルージョンプランの基本目標のほうに合わせて、下段の四角が２つあるところ、高次脳機能障害のある区民とその家族が人格や個性を尊重され、住み慣れた地域で支えあい選択した自分らしい生活を安心して継続できる社会の実現というのを目標にしております。

おめくりいただきまして、支援の取組の方向性です。

この間、先ほど言ったように、いろいろ取組はしてきているものの、なかなか足りない部分もあるところなので、現状と課題を整理しながら、どういった支援を今後していくのかということを５つのテーマごとにまとめてございます。

(1)必要な支援につながる相談支援体制ということで、当事者、家族だけで抱え込む状況が結構あるというようなことが言われておりますので、そういうことがないように、困り感に寄り添った相談支援を行っていきますよということです。一方で、高次脳機能障害は、先ほども申し上げたとおり、なかなか外見からは分かりにくいというようなところもありまして、また、入院中というのは、要は、先ほど言ったように脳内出血が原因であったり、頭部の外傷とい

うことで大きな病院とかに入院をされているというような状況がスタート地点になるわけなんですが、入院中は症状がなかなか見えにくいんですけれども、退院して日常生活を送る場面で、生活場面において困り事が顕在化することがあるということでございます。その困り感が出たときに、なかなか困り感が高次脳機能障害によるものだということが気づかれにくいというような特徴があって、なかなか必要な支援にたどり着かないというような方が多くなってきております。

下のほうへ行きまして、こうした状況を防ぐため、２行下に行って、退院後や地域生活の中で症状や困り事が顕在化した際に、この背景に高次脳機能障害の可能性があるということを様々な相談機関が察知できて、必要な支援に早期につながることができるように体制を整備していきたいということでございます。

(2)の社会参加に向けた支援のところでございますが、高次脳機能障害は比較的脳卒中関係ですと、やっぱり40代以降、五、六十代発症という方が多くなってまいりますが、稼働年齢層の方が結構多くて、稼働年齢層というのは、要は就労している中で倒れられるという方も結構おられまして、稼働年齢層においては復職でありますとか就労ということが主たるニーズになってまいります。こうしたときに、個々の状況に配慮して適切な支援が行えるよう、できる施設などを増やしていきたい、社会参加の場として増やしていきたいということでございます。

次の144ページのほうに行きまして、一方で就労でありますとか、定期的な通所とか、なかなか障害の特性上やっぱり疲れやすいとか、体調が変動してしまうとか、移動に困難さがあるというようなことがありますので、就労や定期

的な通所がなかなか難しいという方があります。

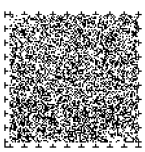
また、こちらの東京リハビリテーションセンター世田谷でも高次脳機能障害の方に自立訓練のサービス提供をしておりますが、自立訓練は訓練事業ですので、一定の期間、１年半から２年ぐらいが期間になるんですけれども、それが終わると、通所できる期間が定められておりますので、そのサービス期間が終了してしまった後、次に支援がない。

自立訓練はやったんだけれども、なかなかその次の支援がないということで、社会とつながりが途切れてしまって孤立になってしまう方が一定程度いらっしゃるというような状況でございます。

その下へ行きまして、「さらに」のところですが、中途障害ということがありまして、それまでいわゆる健常として生きてきた方が、突然発症だとか受障ということになりますので、自分が障害者になってしまったということに戸惑いを抱きやすくて、なかなか既存の知的障害や精神障害などのある方を対象とする場にはなじみにくいということがございます。

また、40歳から64歳までは脳内出血ということで、介護保険の第２号被保険者の特定疾患に指定されているんですけれども、この２号被保険者になると介護保険のサービスを使えるんですが、なかなかやっぱり40歳から64歳の方というと、高齢者中心のサービスにはなじみにくいというようなところがございます。

また、稼働年齢層以外の年齢層の方も就労を主目的とした支援だけでは対応できないというようなこともあり、自分のペースで安心して参加できる環境、当事者同士が気軽に交流できるような機会というのが求められているということでございます。



当面、区としましては、当事者の活躍の機会となるような既存の社会資源をさらなる発展をさせていくということはもちろんなんですけれども、さらに社会的孤立を防ぐためのセーフティーネットを確保する観点から、中途障害の方に特化した緩やかな社会参加の機会の確保に取り組んでいく必要があると思っております。

(3)が家族への支援でございます。

先ほどもお話ししましたが、家族だけが見ているというような状況があり、結構疲弊されている御家族の方も多く、まずは当事者への関わり方だとか、今後の生活、介護負担、家族関係とか、こういうような不安を取り除くためにも、同じような状況にある家族との交流の機会みたいなのを増やしていきたいということでございます。

めくっていただいて、(4)地域社会における理解啓発ということです。

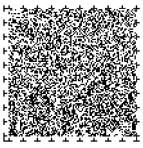
これは高次脳機能障害というのは世間一般にはまだまだ広く知られていないということですので、当事者の行動が性格や意欲の問題と誤解されてしまうということで、人間関係において困難が生じやすい状況がございます。

その障害の特性であるとか、生活場面で起こり得る困り事を分かりやすく情報提供や普及啓発を進めていきたいということを書いてございます。

(5)の地域の支援機関における支援力の向上ということで、今、うめとぴあなどで専門相談を行っています。

しかし、なかなかうめとぴあだけでは全部を支え切れないということがあります。

面的に支えていくことが必要だろうということで、高次脳機能障害の可能性に気づいて、適切な相談につなげることができるとか、あとは地域の支援機関



でも受入れが進むように専門相談機関が後方支援を行っていくというようなことが書かれてございます。

５番に中核的拠点の機能ということで、今真っ白になっていますが、今後、法の施行を受けまして、東京都の動向を踏まえつつ、ここはこの後インクルプランの案になるのと、併せて案にしていきますので、そのときにまたここは書き込んでいきたいなと考えております。

おめくりいただいて、147ページのところです。

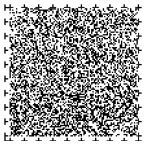
「基本的な考え方」に基づく取組みの推進体制ということで、こちらのほう、今見ていただいているインクルプランのほうに掲載することで着実な推進を図りたいということです。

また、(3)にありますとおり、まだ支援が広がってきたばかりですので、今後、法施行を受けて新たなニーズが顕在化してくるということも考えられますし、また、法の施行に伴って国や都の施策の動向も変化が予想されますので、今回つくって、また次期のインクルプランをつくるときには、こちらのほうも見直してまいりたいと考えております。

７番は策定の経過ということで、これは区だけで考えているわけではなくて、この施策推進協議会とは別個に基本的な考え方の検討会を設けて今回検討させていただいて、御覧のようなお医者様と、あと学識経験者、あと支援機関の皆様、当事者の方、家族会の方ということで御参加いただいて、いろいろ御意見を伺いながら検討を行ってまいりましたというようなことが書かれております。

説明は以上でございます。

○障害施策推進課長　その後の150ページ、整備の基本方針２つ、こちらは今



後掲載予定です。あと第８条につきましても今後掲載予定でございます。

資料１のほうに戻っていただきまして、今後の計画策定の流れというところですけれども、国のほうの基本的な指針に基づいて定めるサービス量、成果目標とともに、審議会ですとか区民等の意見も踏まえまして、重点的な取組や施策の取組等について、計画案に反映させてまいります。

スケジュールにつきましては記載のとおりで、来年の３月に計画策定を見込んでございます。

御説明は以上になります。

○部会長　御説明ありがとうございました。前回からの変更点、特に高次脳機能障害関連は新しい内容がたくさん盛り込まれましたので、丁寧に御説明をいただきました。今の御説明に関連して、御質問や御意見がおありの方がいらっしゃいましたらば、お願いをしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○委員　こんばんは。高次脳機能障害について確認なんですけれども、支援法ができたということで、それは、身体障害者福祉法みたいに、身障手帳何級だとかという認定を受けると、具体的なサービスにつながっていくものなのでしょうか。

○障害保健福祉課長　御回答差し上げます。この法律が結構、議員立法で理念的な法律になっておりますので、その中でサービスをどうするというようなことが書かれている法律ではないんです。ただ、これまでも高次脳機能障害については、その症状によって既存の手帳制度、ある方については身体障害者手帳の対象にもなりますし、ある方については精神保健福祉手帳の対象にもなるということで、これまでも法律が施行される前から、手帳を取ってサービスの対象となっている方もいらっしゃいますので、法とは関係なしに既存の障害福祉

サービスの利用は可能でございます。

○委員　そこは変わっていないんですね。

○部会長　高次脳の方のサービスの利用について、今、委員から確認をしていただきましたけれども、既に取っていらっしゃる手帳との関連ということで……。

○障害保健福祉課長　手帳も取れるし、サービスも使えるんですけれども、なかなか受入れができる事業者さんがいないというのが結構やっぱり課題になっていて、サービスを使おうと思えば使えるんですけれども、高次脳機能障害ってどういう障害だか分からないからとか、どういう配慮をすればいいか分からないので、サービスの提供者側、いわゆる事業者さん側が高次脳機能障害はちょっとうちでは扱えませんというような状況がこれまでもあった。こういうことをできればなくしていって、既存のサービスでも受け入れてもらえるようにしていきたいというのが今回の基本的考え方にも書いているところでございます。

○部会長　サービス提供側のほうがまだまだ動きが難しいところがあるということですね。そのあたりは、また順次、行政のほうでも動いていただけるかと思いますので、ありがとうございます。

　オンライン参加の委員の皆様も何かお気づきでしたら、お願いをしたいと思いますが。

○委員　世田谷区重症心身障害児（者）を守る会です。よろしくお願いいたします。

　質問なんですけれども、６ページの一番最後の項目に、「令和９年４月、18歳以上の医療的ケアを必要とする人や重症心身障害者への対象の拡大や支援策

の強化を盛り込んだ医療的ケア児および重症心身障害者支援法が施行されました」と記載されております。本当にこれは私たち重症心身障害児者を守る会、当会といたしましては、この文言が盛り込まれたことはとてもすばらしいことで、とても心強く思っております。

医療的ケアがあってもなくても、今まで見守って、誰かしら支援を受けないと生活をしていけない人たちにもやっと光が当たったのだというところで、ここに注目されたというところで、７月24日にとてもうれしく思ったことです。

これも同じく議員立法ではありますけれども、ここにこういうふうに明記してあるということは、この高次脳機能障害者支援法と同等の扱いになるかと思うんですけれども、やはり医療的ケア児支援法の改正案というのも、こういうふうにこのインクルージョンプラン、来年の４月の施行になりますので、どうなるのかなと思いますけれども、今後の計画などをお聞かせいただければと思います。

○障害保健福祉課長　今、委員のほうから御案内いただいたように、７月24日に法律が成立して今公布されているということで、来年の４月に施行されるということでございます。

大きく変わったところとして、重心の方が加わったり、あとまた18歳以上の方の支援についても明記されたということで非常に大きな法律改正になったなと思います。

中でも、法律の中で私のほうで見る中でやっぱり大きいなと思うのは、在宅レスパイトですとか、その辺の生活面の支援みたいなものを充実させていかなければいけないんだというようなことが力強く書かれている法律だったなと感想を持っております。ここの部分については、今まだ法律が施行されたのとこ

の素案ができたのとちょうど重なっていたところと、あとまた国だとか都の動きもまだ出てきていないというところもございますので、ここの中に、案の中で書き込めるところがあれば書き込んでいきますし、それ以外のところでも、ここに書いていないからやらないということではないので、より一層、世田谷区は特に、ずっと言われているように、成育医療センターもあって医療的ケアの方が非常に多い自治体ということで、支援の取組が必要だということは認識してございますので、ここに書く書かないにかかわらず、今後また充実させていきたいなと思っております。ありがとうございました。

○委員　心強いお言葉をありがとうございました。期待しております。ありがとうございます。

○部会長　ありがとうございました。でも、会の立場からは、特にこういう支援を充実させてほしいとかなんていう声はもう既に上がっていますか。

○委員　これが絵に描いた餅にならないように、本当に当事者の声を正しくきちんと届けて、医療的ケアがなくても、やはり重い障害が重複してあることで、見守りがなければ生活ができないとか、何かしら支援がないと当たり前の生活が送っていけないという部分をどのように皆さんに理解していただけるかという部分は、今当会のほうでも細かく詰めておりますので、ぜひ世田谷区のほうでもその声を届けて、どこかに明文化していただけたらと期待しております。

　以上です。

○部会長　ありがとうございました。では、またぜひいろんな声を整理していただけたらと思います。

○委員　世田谷区高次脳機能障害者支援のところについて、素案なんですけれ

ども、先ほど課長がお話ししたように、僕も世田谷区の社会的資源というのは非常に少ないなと。やっぱりこの高次脳機能障害というものの理解がどうしても足らないんだろうなと。私のところに来られている患者さんも、交通事故で高次脳機能障害を起こされて、もうがらっと性格が変わってしまいまして、非常に近所付き合いのよかった方が、もう本当に認知症の周辺症状を一通り持ったような形になってしまって、もう人付き合いを全くしなくなっちゃう。御近所さんからも疎まれるような存在になってしまう。そういうのは非常にやはり拾い上げていく部分が必要なのだろうなと思いまして、我々の薬局もそうなんですが、認知症の患者さんに関しては、見守りをしましょうということで、あんしんすこやかセンターさんと協力して見守り協力店、これは多分、薬局だけではなくて、商店街さんとか、銀行さんとか、そういうところも協力されていると思うんですけれども、やっております。

やはりこういう障害者の方とか、高次脳障害の方もやっぱりその見守りがまず大事なんだろうなと思います。家族だけで籠もらないで、周りが見守ってあげる。

横浜市の例を取りますと、後見的支援制度というのがあって、その当事者の御近所の方が見守りだけの役割をするあんしんキーパーとかという制度があるんですよ。わざわざ参加されなくても、支援をしなくても、まずは見守りだけしてくださいという制度があるので、そういうのも世田谷区のほうでいろいろ考えていってもらえれば、取りこぼしのない状態ができるのではないかなと思いまして、ちょっと意見させていただきました。

○部会長　大事な御指摘ありがとうございました。

委員の割と身近にも高次脳機能障害でいろいろ困難を抱えていらっしゃる方

がいらっしゃるんですね。それはお仕事との関係ということではなく……。

○委員　もともとうちの患者さんで、交通事故に遭われてという方が２人いらっしゃるんです。

１人は本当にもう認知症みたいな形になっちゃって、今まで御近所付き合いがよかった方なのに、結構周りからサポートをしようとすると、拒絶があったり、暴力があったりということで、もう孤立されてしまっている方とかがいらっしゃったので、そういうケースもあるので、しっかりフォローしていかなきゃいけないんだろうなというところはあります。

○部会長　ありがとうございました。

本当にそういう方を見ていらっしゃるだけに、とても御意見に力があるなみたいに感じてお聞きしておりました。

○障害保健福祉課長　まさに今御指摘があったように、障害の特性によってやっぱり急に健常として生きてこられた方が、脳出血だとか、脳外傷によって本当に人が変わってしまうというようなことで、御家族だけが支えているというような家庭が結構あると相談の中からも見えてきている部分がございます。我々行政マンとして一番怖いのは、やっぱり社会的孤立に陥ってしまって御家族だけが支えている状態になってしまう。障害の特性として、易怒性といって怒りやすくなってしまうとか、そういうような状況があったりもするものですから、御家族がつらい思いをされて、御家族は誰にも相談できずに、家庭の不和、家庭崩壊になってしまうとか、介護のために、就労がままならなくて生活保護になってしまうというような方もおられますので、やっぱり孤立を防いで必要な支援につながれる。

ただ、今御指摘があったように、御本人が支援を求めてこないと、なかなか

必要な支援につながってこないと思うので、その期間、困ったところを素早く見つけて必要な支援にぽんとつなげられるように、見守りというのは非常に大切な観点かなと思いますので、障害福祉サービスだけではなくて、先ほどありましたあんすこさんですとか、介護のほうのケアマネジャーさんとか、こういったほうにも、今後、高次脳機能障害に関する理解啓発みたいなところをしていきながら、そういった人が必要なときに必要な支援につながれるような体制、ネットワークみたいなものを世田谷区内のほうにやっぱり構築していく必要があるのかなということで、介護部門の取組なんかと今後少し連携を厚くしていきたいなという思いもございます。

また、横浜市の事例を御案内いただいたので、私、不勉強で知らなかったので、あんしんキーパーですか、ちょっと調べさせていただいて、参考にできるところがあれば取り入れていきたいなと思います。

ありがとうございました。

○部会長　ありがとうございました。

先ほど委員も認知症の方の支援というようなところをおっしゃっていましたけれども、介護保険との関係みたいなのもまた大事になってくるんでしょうかね。委員、どうもありがとうございました。

○委員　世田谷区手をつなぐ親の会でございます。

新しい素案の御説明ありがとうございました。幾つかちょっとお話しさせていただきます。

今の高次脳機能障害の話に関連してですけれども、取組の中で、130と131のところが、130がヤングケアラーへの支援ということで、これは子ども・子育て支援法とかそういったところから出てきた取組だと思いますし、131のほう

は、今御説明のあったとおり、高次脳機能障害のある方の家族への支援ということで書いてありますけれども、やっぱりケアラーのケアラー条例というんですか、ケアラー支援条例というのか、そういうのが自治体によって、埼玉県のほうから始まって、いろんな自治体で作られつつあるということも聞いています。

いずれはそういったケアラーということで、もうちょっと広く、もちろんほかの障害の御家族の方も大変な思いをしていて、うちの会員の方でも、お子さんは知的障害で、御自分の親の介護もあってというところで、御主人が脳梗塞で高次脳機能障害で、そのうちお仕事もできなくなって、家族の家計のために働きにも行かなきゃいけなくなってしまいました。

そういう大変な思いをしていらっしゃる方もあるので、ヤングケアラーだけとかそういうのじゃなくて、もうちょっと広い範囲で見ていくような取組もあったらいいのかなと思いました。

感想ですけれども。

それから、あと重点取組の中で６番、地域生活を支える仕組みづくりというのが新規でできたということで、本当に心強く思います。

具体的には、重点項目６に対応する取組としては、77ページの68番にある希望する暮らし方を支える体制の強化とか、その次のページの73番のグループホーム整備の推進という辺りになると思うんですけれども、希望する暮らし方を支える体制の強化ということで、アパート等での一人暮らしなどということも書いてありまして、ここら辺が重度の知的障害者でグループホームになじまないという人が、やっぱり一人暮らしのほうがいいだろうということで、実践している会もいるんですけれども、何せグループホームと違って家賃助成もない

し、ワンルームというわけにはいかないんです。

支援する人の寝るスペースも要るので、そういったところをお借りしなければいけない。

そして、夜間の人の、見守ってくれる人とか、あと週末も必要になりますので、人の手当てがもうすごく大変なんだというお話を聞くので、こういうところをここの取組で体制を強化しますと書いてくださっているので、どういうふうにサポートしてくださるのかなとすごく期待はしているんですけれども、ぜひぜひお願いしたいと思っております。

それから、105ページの情報コミュニケーションの推進のための施策のところで、下のほうに「知的障害のある方に対し、やさしい日本語やイラストの活用といった誰にとっても分かりやすい情報提供を行う」というのを付け加えてくださって本当にありがとうございました。前回なかったので、すごくうれしく思っております。ありがとうございます。

以上です。

○部会長　ありがとうございました。また大事な御指摘をいただきましたけれども、ケアラー支援みたいなところについて何か。

○障害福祉部長　ケアラー支援については、実を言うと、たしか私が高齢福祉課長のときに議会で質問があって、ヤングケアラーとかダブルケアラーとか、そういう人たち、そのときの話は、埼玉県でケアラー条例ってつくっているけれども、ケアラーといっても、そのときの質問の意図としては、いわゆる家族とか親族が見ているケアラーもあれば、いわゆるヘルパーとかプロのケアラーもあるよねというふうな質問で、そういうふうにいいますと、恐らく障害、高齢、子ども、保健福祉領域全体で見ていく必要があると思います。今、この会

議体は障害の会議体ですけれども、保健福祉領域全体のほうを見る総合計画というのがあって、それがちょうど今中間見直しで、今年から来年に向けて議論しますので、そういったところ、条例をつくるかどうかというのは、私自身も今の段階では何とも言い難い部分があると思いますけれども、そこでの議論を、この会議でそういう意見があったよというのも保健福祉政策部にもお伝えして、しっかりとケアラーに対する支援を世田谷区としてどうしていくのかというのを総合計画でどこまで触れるか、障害の計画もそこら辺もちょっと意識してとは思いますけれども。

以上です。

○部会長　ありがとうございました。

情報の加筆みたいなところに関してはとてもありがたいということですし、あとアパートでの一人暮らしみたいなのは、児童、訪問介護のことは書いてありますけれども、家賃助成とかはないんですよね。選択した暮らしみたいなところ、新しい計画では強調していますけれども、その辺りについては何か新しい方向性みたいに……。

○障害福祉部長　それもこの会議で言うのがあれですけれども、これも議会の話で申し訳ないんですが、今、皆さんも御存じのとおり、法外サービスというか、障害者向けのシェアルームというのが最近出てきていますよね。

それに対する家賃補助を世田谷区はしないのかというのがあって、グループホームは家賃補助をやっているんですけれども、グループホームというのは障害の法律に基づいた基準にのっとって、区がちゃんと届出制というか、把握した上であるんです。

けれども、シェアハウスに関してはもう全く法的な基準がなくて、例えばア

パート１棟買いをして、株式会社が障害者向けに貸しているという例もあれば、アパートの本当に１室だけをシェアハウスというふうに認識したりとかいうように、そうなると、普通に民間の不動産会社を通して契約した障害者と、そこを通した障害者は果たして何が違うのかとか、これは私の個人的な見解なんですけれども、今後、障害者向けのシェアハウスについてどういうふうに行政は対応していくべきかという問題が多分出てくるのではないかと思っています。

というか、もう既に議会ではその指摘をされて、現状では区がシェアハウス向けの家賃補助をするというのは、そもそも基準も何もない。

結局、情報もないんです。

たまに職員がこういうチラシが入っていましたみたいな、そこに障害者向けシェアハウス、家賃幾らみたいに書いてあります。

えっ、そうなのみたいな感じで見に行くと、一から新しく造っているケースもあったりするんですよね。

そこら辺も本当に基準があってないようなものではなくて、ないんですよ。

なので、そこは新しいビジネスとして広がっていて、そこは行政の、要はグループホームが足りていないということの裏返しでもあるので、ちょっとそこら辺はなかなか私どもも強く言えないんです。

ただ、いろいろ見るとかなり玉石混交の状況なので、今後、本当は厚生労働省や都道府県あたりがそういったものの実態把握とか、次の報酬改定には間に合わないと思うんですけれども、次の次ぐらいまでに障害者向けシェアハウスについてどう行政として対峙というか、別に悪いことしているわけじゃなくて、すごくそれが助かっているという方の声も聞きますので、高齢なんかでも

そういう制度のはざまという言い方はちょっと微妙なんですけれども、それはある意味ニーズがあるからこそ広がっている部分もありますので、現段階ではそういったところの家賃補助というのは、行政としては踏み込めないなとは思っております。ただ、少なくとも障害者向けシェアハウスなり、ルームシェアなりは、世田谷区においては課題認識としては持っておくべきだろうとは思っております。

○委員　ありがとうございます。

私もそういうシェアハウスの話も時々聞くんですけれども、区の助成とか、都から助成をいただいていたというグループホームというのは、やっぱり利用調整が入って、うちの子を入れたいと思っても、やっぱり順番でというふうになっていて、それが待てなくてということでそういうのが増えているんじゃないかなという気もしますので、またいろいろ情報を集めて検討していただければと思います。よろしくお願いいたします。

○部会長　新しい流れがいろいろできているところを行政としてどう対応というのは難しいかなとは思うんですけれども、それから、こういう新しい流れの玉石混交というような言葉もあって、本当にそこら辺も悩ましいですが、ぜひ実態把握をした上で検討をしていかなくてはと改めて思いました。ありがとうございます。

○委員　シェアハウスとかのことをたくさん要望させていただいたんですけれども、今回この21ページにあります(6)の実施状況の星の２番目に、前回なかった「住宅確保要配慮者が安心して住まいを確保できる取組みを進めました」という言葉が入ってきていました。

これは住宅確保要配慮者というのをどういう方を対象にしたものになるんで

しょうか、教えていただけたらと思います。

○障害福祉部長　オンライン参加で居住支援課長、よろしいでしょうか。

具体的な質問としては、住宅確保要配慮者とはどういった方なのかということですけれども、お答えいただけますか。

○部会長　私も別のところで居住支援協議会に関わっているんですが、一般には高齢者、障害者、それから低所得の方、そして子育て中の家庭なんかも入って、要配慮者というふうに定義されているかなと思いますが。

○障害福祉部長　先生のお話にちょっと補足しますと、その会議体には、いわゆる大家さんの組合の代表者みたいな方もいまして、そこに特に高齢者、障害者の方の契約を断るみたいなことがないようにということで、特に大家さんなんかはやっぱり今後、高齢化率も高くなりますので、大家業というんですか、いわゆる入居する方をえり好みしていると、いずれ大家さんも困ることになるよと私は言っているんですみたいなことを、やっぱり会議に参加している大家さんなので、すごい意識が高い方なんですけれども、いろいろ障害者差別の窓口とかに聞くと、暗にお断りされたみたいなこともやっぱり聞くので、やっぱりちょっとまだそういうところはあるのかなという気はします。

高齢、障害に限らずですけれども、そういったことで居住を拒否するというようなことがないように、そうしないと、希望する住まい方が、選択肢が減りますので、そこは障害福祉部としてもしっかり絡んで対応していきたいと思います。

○部会長　あとは居住支援協議会なんかで話題になるのは、精神障害の方が借りようとしたんだけれどもという、結構不動産屋さんの代表の方なんかも入っていらっしゃるので、そういうあたりはよく話題になりますし、委員なんかは

このあたり、あと差別解消の協議会なんかでも住宅を借りられなかった精神障害の方のお話なんかはよく聞くんですけれども、委員、何か補足していただけるようなこととかはありますか。

○委員　精神保健福祉４団体代表者協議会事務局です。

実際に私、就労継続支援Ｂ型の事業所を運営しておりますけれども、利用者の方でも実際に住宅探しは大分困難を極める傾向があります。

特に60代の方の単身、障害あり、保証人なしみたいなケースだとかなり厳しい状況にあって、ただ、一部の不動産屋さんでやっぱりそういう障害をお持ちの方に対して大分手厚くやってくださる不動産屋さんも全くないわけではなくて、そういう情報が事業所間で多少情報が回って、ここに頼めば何とか相談に乗ってくれるかもみたいなところで何とかようやく探すみたいなところがあります。

ただ、転居する理由にもよるかと思うんですけれども、例えば突然退去を言い渡されてじゃないですけれども、もう今すぐ探さなくちゃいけないみたいなときには見つからないから、結局、半年近くかけてみたいなケースも実際に過去にはあったり、特にＢ型の事業所なんかだと、通所できる方というところで、なかなか誰が住宅探しの支援に当たるのかというところで、結局お１人じゃなかなか探せないので、結果的にはＢ型の事業所の職員が一緒になって探すみたいなこともあるので、大分厳しいなとは思っています。

やっぱりお若い方で、御家族が保証人になれて、まだ状態が安定されている方とかだと比較的見つけられるんですけれども、それでもやっぱり精神障害が、窓口でやり取りしていて、障害がありそうだなとなって、質問をされたときに、やっぱりうそはつけないので、御本人が正直に話すと、オーナーさん側

から障害がある方はごめんなさいという形で、内見にも行けないみたいな、あと内見に行っても、入居を希望した時点でお断りをされて、数十件当たってようやく見つかるみたいなケースが割と多いんじゃないかなと思います。

○部会長　ありがとうございます。

○居住支援課長　ちょっとマイクの調子が悪くてお答えすることができず、申し訳ありませんでした。世田谷区居住支援課と申します。

まず、要配慮者についてですが、これは高齢者、障害者、それから子育て世帯というのも入ってまいります。あとは外国人世帯とかも入ってくるというところで、かなり幅広い世帯になってまいります。私どものほうでは、住まいサポートセンターというものを設けておりまして、そこで住宅確保要配慮者の方にお住まいを探す際のサポートをする、拒まない住宅というところで、そういった方たちに対して住宅探しを支援するような、そういった機会を実施しております。

そういったところでは、主に最近としては、高齢の方、それからあとは生活保護受給の方、そういった方たちが非常に多くて、現在家賃が非常に高騰しているというところがあって、住宅扶助費の中でお部屋を探すことというのも非常に難しくなってきているというのが現状です。最近の状況というところでございます。

以上です。すみませんでした。

○部会長　ありがとうございました。というような御説明をお聞きになって、委員、何か補足がございましたら。

○委員　世田谷区肢体不自由児（者）父母の会です。先ほど名乗らなくて申し訳ありませんでした。

私たちの障害、肢体不自由者がやっぱりグループホームになかなか入れなくて、シェアハウスだとか、集合住宅を選択して入っていく人が大分増えてまいりましたので、そういった人たちも確実に住宅を探して自立できるような仕組みができてくれたら本当にありがたいと思っているところです。ぜひ誰でも入れるような状態を世田谷区でつくっていただきたいと思います。ありがとうございます。

○部会長　委員、ありがとうございます。やっぱり住まいは地域生活の基盤ですので。

○委員　ＮＰＯ法人東京都自閉症協会と申します。今ほどの住まいの件なんですけれども、住まい探しのこともそうなんですが、最近立て続けに私どもの方にあった御相談で、子育て世代の親御さんからの御相談なんですが、お子さんが小さくて、未就学ぐらいです。発達障害をお持ちの方で、多動とかパニックとかでやっぱりすごく声が大きかったりとか、床がやっぱり響いたり、壁をどんどんしたりとかということで、同じマンションとかアパートの方からも苦情が来て、すぐ出ていってもらいたいと管理会社に言われていてちょっともめていると。その方は世田谷区の方ではないんですけれども、行政に、いろんなところに相談してもらちが明かないということで、どうしたらいいでしょうかという御相談を立て続けに２件ぐらいございました。やっぱり住まいを探すということもそうなんですが、そういった引っ越ししたくないんだけれども、間に入ってほしいとか、そういったときに、行政のほうで支援していただける仕組みがあれば、ありがたいなと思っております。また、そういった方の相談の窓口というのがちょっと分かりにくいなというところもございますので、またそういった周知というのもお願いしたいなというのが住まいに関しての１点で

す。

もう１点、25ページの家族を支援するというところで、評価課題として、令和３年度から緊急介護人派遣事業で、精神障害者への対象拡大を行っているけれども、過去４年間実績がないと、制度の見直し及び周知について検討する必要があると出ております。私、世田谷区のホームページを調べましたら、緊急介護人派遣事業のところで、対象としては、身体障害者手帳１、２級、愛の手帳１から３度、脳性麻痺、進行性筋萎縮障害をお持ちの方としか書いていないということで、精神障害の方が利用できるとは一応書いていないというところなんです。緊急時バックアップセンターというのもありますけれども、こちらは福祉サービスの受給者証をお持ちの方というのが対象になっていまして、例えば精神障害３級とか、今は福祉サービスは利用していないけれども、同居する親とかが倒れたり、緊急の場合は１人では継続して暮らすのが難しいというような方の場合、じゃ、どこに頼ればいいのかというのがちょっと分かりにくいということになります。ですので、精神障害者への対象拡大を行っていますということでしたら、緊急介護人のホームページの記載のほうにその旨を追加していただければなと思いました。私の認識不足でしたら、すみません。

以上です。

○部会長　委員、御指摘ありがとうございました。この緊急介護人派遣のことと、それから、パニックなどがある方が居住の場を追い出されてしまって、事件になったみたいなことなんかもありますが、このあたりについて何か事務局から御説明いただけることはございますか、お願いします。

○障害施策推進課長　緊急介護人派遣のことについて、ホームページの表現のほう、表示のほうももう一度見直していきたいと思います。分かりやすい広報

というところも含めて周知啓発を丁寧にやっていきたいと思います。ありがとうございます。

○部会長　では、お願いいたします。

あと居住については、この辺もすごい難しいことですので、このあたりは居住支援で……。

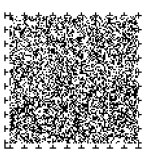
○居住支援課長　今のお話からいきますと、相談できる場所ということですので、引っ越すことが前提で私たちのほうは住まいサポートセンターというのを設けているという状況ではございますので、そういった場所がなかなかないというのは確かに課題だなというところではございます。ただ、住宅相談みたいなことも設けていまして、そういったところで、御指摘のサポートができるかというと、なかなか難しいところはございますけれども、相談枠みたいなものは設けているというのはございます。先ほどのお問合せになかなかがっちり答えられないというところが現状でございます。

○部会長　ありがとうございました。

委員がおっしゃった最初の居住の問題は、むしろ障害理解というようなところが大きな課題になってくるので、条例なんかとも関わってくるかなと、私は御意見を聞いて思いましたが、障害福祉としてとても大きな悩ましい課題でもあるなと思っていますが、でも、このことを居住との関連で御指摘いただけたのはまたとっても大事かなと思いました。

オンライン参加の委員の方も含めて、ほかに何かお気づきのことがあれば。

特に今すぐなければ、次の条例の改正に関してというところに移りたいと思います。この条例改正関連の素案についての御説明を、これも課長、お願いいたします。



○障害施策推進課長　それでは、資料２を御覧ください。こちらの条例の一部改正素案についてですけれども、主旨ですとか経緯ですとか、あと改正の方向性につきましては、前回もお伝えしたとおりでございます。具体的には、次の２ページ目に国連の勧告の抜粋を入れてございます。

具体的に４ページの別紙１のほうを御覧ください。３本柱があったと思います。自立した生活及び地域社会への包容というところで、改正の概要が生活の在り方は、ひとり暮らし、家族との同居、グループホームなど、本人の希望に応じて選択されるべきものであることを前提に、自らが選択した、地域での生活の実現に向けて区が取り組むことを定めるとしてございます。いただいた御意見は御覧いただければと思います。改正条文のほうは、15条の３項のほうに載ってございます。

次の障害者の意思決定支援というところでは、改正の概要、２つございまして、区、障害福祉サービスの提供を行う事業者等に「意思決定の支援に配慮し、その実施に努める」ことを定めるということで、こちらはいただいた御意見を御覧いただいて、意思決定支援の改正条文は第８条の２でございます。その改正概要のもう一つのほう、障害福祉サービス事業者が意思決定支援を実施するために、区が必要な施策を講じることを定めるということで、こちらは改正条文第15条の２としてございます。

最後に、５ページ目、区政への参加・参画ということで、区が政策を検討・決定する過程において、障害のある人をはじめ多様な立場の人々が主体的に関わることができるよう環境の整備に努めることを定めるということで、改正条文のほうは第８条の３ということで記載してございます。いただいた御意見も御覧いただいていると思います。

６ページ目以降に実際の新旧対照表をつけてございますが、今御説明した改正条文のとおりでございます。

また３ページ目に戻っていただきまして、今後のスケジュールというところで、先ほどのプランのほうと同時に動いてございます。来年の４月、条例施行を予定してございます。

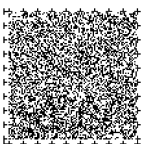
説明は以上になります。

○部会長　御説明ありがとうございました。条例改正の居住の場に関しては、今までの議論の中でもいろいろ貴重な御意見をいただけたかなと思いますが、もちろん居住も含めて、今の条例改正との関連でお気づきのことがおありの委員の方、お願いをしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○委員　視力障害者協会です。いろいろ条例改正でここまで来ているんだなということで、この次に行われる来月のシンポジウム、すごく区民の方が意識を持っていただければ、すばらしいものが改正されるかなということを期待しています。

それで何回ももういろいろ申し上げておりますけれども、冒頭に当たって部会長もお話しされていましたけれども、条例の中においても、私は条文の中に災害に対する配慮というのがちょっと弱いような気がするんです。これはもう社会的問題ですから、世田谷区だけの問題ではありません。

それで、じゃ、障害の立場でいざ災害が発生したときのルールというのが、各所管にまたがってやらなきゃいけないことだと思います。それで、個別支援計画とかをこの推進協の中でも前期のときに議論になりまして、たしか対象者8000人に対してやっていくということでございますけれども、それが本当に反映されているかどうかということも疑問がございます。議会側からも、このよ



うな状況で大丈夫なのかとか、いろんな議論が出ていたというのも記憶しておりますけれども、この災害問題というのは待ったなしで避け切れません。例えば先週だってまたレベル４、５ということで河川が氾濫する、そのようなことで自力困難者というのはたくさんいるわけです。下手すれば、ここにいらっしゃるみんな一人一人が支援を求めなきゃいけないような状況になりつつあるかもしれません。そのときの体制づくりというのは、一番大事な情報です。

情報で、例えばエフエム世田谷さん、最近非常によく頑張っていて、この前の緊急地震速報が発生した後も、世田谷区の基点震度のことだとか、それから、河川の避難所がどうなっているか、それから自主避難所がどういう状況になっているか、リアルタイムでオンラインで情報を伝えていらっしゃいました。今後、区役所にこの11月からスタジオができてやるということは、評価できる情報提供だと思っていますので、期待するとともに、ミスのないことを願っていきたいなと思っています。

この情報に対することについては、前々からお願いをしていた情報コミュニケーションの条例、東京都もこの７月に促進されて、各自が、誰もが当たり前として取れる情報を画一するというような取組をしておりますので、世田谷区もそれ以上のことをしていかなければならないということになってくると思っています。視覚障害においては、耳で聞く洪水ハザードマップの導入とか、それから聴覚の方では、手話だけでなく文字通訳も含めた日本語のいわゆるホームページ等の掲載等でやることが当たり前であるということで、一番最初にあったインクルーシブの部分とともに、このようなことが当たり前のようになるということと、区民の方への周知というのは、職員も含めて研修の必要性があるということなんですが、前回の推進協でも研修の必要性があるということを

求めました。今後、全庁にわたっての情報提供の仕方、様々なルールづくりということについて、この条例にどういう部分に反映されるかというのを今日は説明いただければなと思っていますので、分かる範囲で教えてください。お願いします。

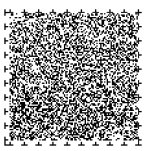
○部会長　大事な御指摘ありがとうございました。今の災害関連に関しましては。

○障害施策推進課長　ありがとうございます。冒頭で部会長からもお話があったとおり、災害待ったなしということで大事な御指摘だと思います。この条例のほうに災害とか情報という具体的なところを落とし込むのではなく、その条例を基につくり上げているインクルージョンプランのほうに情報コミュニケーションですとか、災害というところで細かく落とし込んでまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。いかがでしょうか。

○部会長　課長、ありがとうございました。ということで、条例というより、インクルージョンプランの中にということですので……。

○委員　ありがとうございます。前回の推進協にも情報コミュニケーションのことについては、やっぱり大事なことだということで御指摘いただいて、細かくそれを受入れを言っていただいて、視覚障害であれば点字とか、音声コードとか、音声とか、そしていわゆる人的配慮ということを含めて、代読、代筆も含めて取り入れていただくとともに、聴覚の方についての手話も含めて取り組んでいるという姿勢は、一番最初のところに今日、住宅の話が非常にクローズアップされていたんですけれども、できているんだなということで安心していたので、今日あえて一番最初のときの項目には申し上げませんでした。

取り入れられているという姿勢は改善されているということでございますの



で、絵に描いた餅にならないように、誰もが当たり前ということで情報提供しなければ、生命、財産に関わることは誰もが関わることであるということと、子どもさんたちについては、インクルージョンの教育の中に教育が当たり前になっていくというようなことも含めて、全庁的にやっていただけるかなということを期待しておりますので、期待というか実現しなければ、もう待ったなしですから、やっていただける姿勢を感じました。これは取り入れていただけたのでよかったと思っています。ありがとうございます。

○障害施策推進課長　条例の第14条のところに、具体的に災害時における情報の提供等という条項がございまして、こちらのほうを読み上げますと、特にここは改正はしていないんですが、「区は、障害者等を支援する事業者と連携し、災害時等において避難行動に支援を要する障害者等に対して、必要な情報の提供及び避難場所での適切な配慮が行われるよう必要な施策を講ずるものとする」というふうに規定してございますので、これを基に計画にも落とし込んでということで進めてまいりたいと思います。どうもありがとうございます。

○部会長　追加の御説明ありがとうございました。

あと災害関連では、避難所の在り方として、今熊本なんかでは高齢者の方も避難所へということではなくて、在宅避難というのが現実的な問題としてすごくそういう形が増えているというようなことが結構報道されていて、今すぐではないんですけれども、その在宅避難というような形になったときの情報の収集とか撤去とかというあたりも新しい課題かなみたいに思うので、このあたりも今後の検討課題というようなところで問題提起をさせていただければと思いました。

以上です。

○委員　災害時の件については、個別避難計画であったり、いろいろ計画はできていて、世田谷区は割と先駆的だと言われてはいるんですが、ただ、実感がないというか、僕のところには、計画ができますよという働きかけがあまり強く来ていないし、どういうふうにやっていくのかなというのはすごく不安です。一方、自分の暮らしを考えたときに、僕はマンションの２階に住んでいます。エレベーターで今、自分の家の出入りをしているわけで、災害時になってエレベーターが止まった場合、仮に外出していた場合には家に入れない。避難しようとしたらエレベーターが動かないからできないとかという状況の中で、じゃ、日々の暮らしよりも、災害時を想定して１階に引っ越すかとはなかなかならないというのがあって、障害を持った人が暮らしている日々の暮らしと災害時の暮らしという両面をどう支えていくのかというのは非常に悩ましい問題で、僕は１階に引っ越す気はさらさらないというか、今の家が快適なので、そこから離れることは考えにくい。でも、災害というのを考えたら、絶対１階に引っ越したほうがいいということの中では、本人も実は選択できない部分なのだと思います。自分らしい暮らしとか、その人の人権を尊重できる暮らしとかって、本人も災害面を考えて、暮らしを立てて生活すると、なかなか厳しいものがあるなと思います。

　では、それを区としてどれぐらい支援ができるのか、私の場合は明日来たらどうするのと言われても、明日来たら諦めるかなということしかない。もう家にずっといる。避難所には行かないとか、でも、避難所に行かないと、情報は来ないよなんていううわさが流れてくる。物資も届かないよなんていうことを聞くと、やっぱり行かなきゃいけないよとなったりとか、非常に難しいです。実際に暮らしている中では、どうしていいか分からないというようなところで

す。

それともう１個だけ。条例の中にも、インクルージョンプランの中にもあるということなんですけれども、区政への参加と参画、これは結構強調されていると思うんですが、具体的にどう進めていくのかというのは、今までで言えば、福祉領域とか、ＵＤ領域の審議会や検討会に当事者が入るぐらいのところだったと思うんですけれども、僕ら障害を持った人の活躍の場という意味では、当事者として出てきたんだけれども、専門性を持った活躍の場が仕事にもつながるような、この中にそういう障害分野の専門官みたいな人が、専門官というのは要するにそういうジャンルに関して特化した職員なのか何なのか分からないんですが、雇用につながったり、活躍の場につながったりということができたらすばらしいなと思っていて、そんなことをどこかの構想の中で活躍の場として、障害を持った人が本当の意味で経験や体験を生かして、区政に参画していくような方向性というのも、ちょっとイメージしておいていただければなと思いました。

○部会長　ありがとうございます。今の御意見に関しては、何か事務局、補足とかはございますか。

○障害施策推進課長　区政への参加、参画というところで、やはりこちらの区の政策の立案、例えばこういった推進協という場にも、当事者の委員などに入っていただいていますけれども、また幅広く、そういった障害特性を持った方々にも御参加いただけるようにということで、そういった環境整備に努めていきたいと考えております。障害を持った方も、その専門性を生かして社会の中で活躍できる場というところで今、委員のほうからいい提案をいただきましたので、そういったことも含めて、そういった場づくりということ、そういっ

た御意見をいただいたりとか、活躍する場が行政のほうでも必要と捉えたときに、そういったところがマッチするようにしていけたらと思っています。本当にありがとうございます。

○部会長　大事な御指摘ありがとうございます。

○委員　聴覚障害者協会です。災害については、委員もおっしゃっていたように、在宅避難になったら、非常に情報というものが取る方法がないんです。そのあたりすごく不安を感じています。そのあたり、協会と一緒にどのような方法でやったらいいかということを考えていきたいと思っています。

それから、以前、個別避難計画というのがありましたよね。あの書類を見まして、送られてきたんですけれども、これを読みますと、聴覚障害に関するところというのはほとんど書いていなかったんです。なので、その計画をつくるときに、その当事者もきちんと参画、入って、意見交換をしながらつくっていただければと思っています。今回だけではなく、今後も、何か計画をつくる際には、必ず当事者が加わって計画をつくるというふうに、それを基本に進めていただくように考えていただけたらと思います。以上です。

○部会長　ありがとうございました。先ほどの障害がある人の参加、参画というところでも大事になってきますので、事務局、何かございますか。

○障害施策推進課長　先ほど委員のことをお伝えするのを忘れました。すみませんでした。

今も本当に貴重な御意見をいただきました。ありがとうございます。避難行動、在宅避難というところでの情報提供というところですね。区のほうも様々、区のホームページですとか、エフエム世田谷ですとか、何らかの形で届くように努めてはいるんですけれども、また様々広報の部隊ですとか、災害対

策の部署ですとかと共有しながら、支援、周知の方法等、情報提供の方法等についても広く区民の皆様に周知できるように、その方法について検討してまいりたいと思います。ありがとうございます。

○部会長　ありがとうございました。

まだ御発言されていらっしゃらない委員の方、先ほどインクルーシブ教育のことも出ましたし、あと委員も今、何かあれば御発言を。あとオンライン参加の委員の皆様、何かあればですが、ぜひお願いしたいです。

○委員　災害のことじゃなくて、さっきの住まいのことでいいですか。グループホームじゃなくて、シェアハウスだと補助金が出ないとかいうお話があるんですけれども、精神障害の場合、シェアハウス的なグループホームもあって、一軒家がグループホームになっていて、皆さんそれぞれのお部屋で暮らしているというところもあるので、グループホームとシェアハウスの違いというんでしょうか、グループホームだったら補助金が出て、シェアハウスは出ないというその辺の線引きがよく分からないんですけれども、グループホームでもシェアハウス的なところがあるので、その辺の仕組みをちょっとお聞きしたい。

○障害者地域生活課長　障害者地域生活課長でございます。見た目でどうこうというのはなかなか難しいのかもしれませんが、基本的にはグループホームというのは総合支援法で決まっているので、例えば支援員が何人必要だとか、面積基準は何平米とかいう決まりがあるというところで、どっちも似ているよねというようなシェアハウスについては、当然、東京都であったりとか、世田谷区であったりというところはあるんですけれども、特段行政に届ける必要もないし、いわゆる言い方が悪いですけれども、勝手につくれるみたいなところがあるので、そこの差ではあるんです。ごめんなさい、今、単純にこんな形がこ

うで、こんなのがこうというのは難しいところがあるんですけれども、当然グループホームについては法で示されている基準がありまして、この基準にのっとって運営されているということが確認された上で、補助金とか運営費をお出ししているということになります。

○障害福祉部長　補足すると、過去にもうちのほうに、事業者からグループホームをつくりたいという相談があって、ただ、支援員を置きなさい、何平米ですという話をしたら、いや、そんなの無理だから、じゃ、いいですと言って、シェアハウスで開いたというのがあるので、そういう意味でいうと、やっぱり法内で認められる、様々な基準をクリアして初めてグループホームになります。だから、ぎりぎりという言い方はあれですけれども、そこら辺の基準を満たせないし、支援員も置けないからというので、もうグループホームは諦めるというケースも過去ありましたし、そもそもそういう相談もなく、うちは障害者向けにシェアハウスという形でやっていますと。別に区から何ももらっていないし、法内のサービスじゃないので、いいでしょうと言われると、そうなっちゃうんですけれども。なので、そういう意味でいうと、委員がおっしゃったとおり、見た目一瞬、あれっ、同じじゃないみたいなケースも実際にはあるんだろうと思います。ただ、突き詰めていくと、ちゃんとグループホームの場合は法内の基準なり、人員配置なりをちゃんとクリアした上で届出をして正式に認められているというケース、ぎりぎりそこら辺がちょっと足りなくて諦めたケース、そもそももう最初っからグループホームとしてつくる気はなくて、もうシェアハウス一本でいくみたいなケースで、そういう意味においても様々なケースがあって、我々もまだ現状を把握し切れていないので、どう把握するかというのを物理的にいろいろどうするのがいいかねみたいな感じもあって、本

当に悩ましいところなんですけれども、ちょっと今広がりを見せているので、法外だから行政としてはそれを放っておくわけにもいかないので、今後どうしていこうかなと、多分世田谷区だけじゃない。全国的な話だと思うんです。

住まいは、先ほども言いましたけれども、条例改正とか、このプランに関しても、住まいが本当に基本中の基本なので、そこら辺は、多分当事者の方や当事者の家族から見ても、これはどうも正式なグループホーム、こっちはちょっと違う。けれども、見た目はあまり変わらない。多分今後出てくると思うんですよね。そういった形でのことも踏まえると、多分日本全体として、障害福祉、一番は厚生労働省あたりがちゃんと課題認識、多分全く持っていないことはないと思うんですけれども、今回の報酬改定とかを見ても、あまりそこに触れられていないので、また世田谷区が東京都に言って、東京都から厚生労働省に言うかどうかもちょっと考えていきたいと思いますけれども、そういう意味で、何かしら問題が起きているわけでも別にないんですけれども、シェアハウスとかというのを今後、行政としてどうしていくかというのはちょっと考えていかないといけないなとは思っています。

○委員　ありがとうございます。

○部会長　では、委員、何か委員のお立場でお気づきのことがあれば。

○委員　学校ということで、教育のところです。インクルーシブ教育を推進していくというようなところも書かれているところなんですけれども、またこの後、用語解説等で細かくインクルーシブ教育を世田谷区がどういうふうに理解して進めていくのかということが出てくると思うんですけれども、一般的にインクルーシブ教育ってどういうものなのかということと、例えば全国の特別支援学校長会では、インクルーシブ教育とインクルーシブな教育とか、インクル

ーシブ教育システムとか、使い分けながらイメージを整理しているところなんですね。捉え方によっては、インクルーシブ教育ということは世田谷区は、通常の小中学校の中に障害のある子も全部一緒に入れて、同じ場でやっていくということを目指すのかというふうに捉えられたときに、そうなのか、もしくはそうじゃないのかということも、今後きちっと整理しておくほうがよろしいのかなと思います。

今、国連の勧告を受けて、東京都も小中学校の中に特別支援学校の分教室みたいなものを設置することが可能かどうか、あり方検討委員会も立ち上げながら、今そういうことも検討している状況なので、世田谷区としてこのインクルーシブ教育をどういうふうにイメージしていくのかということは、繰り返しになりますけれども、用語解説等を含めてきちんと整理しておくのがいいのかなというのを感じたところです。以上です。

○部会長　大事な御指摘をいただきまして、本当にこの辺、人によって混同されたまま、違う概念で使っているというのは、国レベルでもあるのかなみたいに思ったりもしますが。

あと委員、何か就労関係で効率アップしたことは、何か影響されているのかみたいなことなんかも、もし御発言いただければ、お願いいたします。

○委員　特にはございません。

○部会長　あとオンライン参加の委員の方、発言しそびれている方がいらっしゃるかなと思うんですが、何かございますか。特によろしいですか。

そうしましたらば、事務局のほうから連絡事項をお願いいたします。

○障害施策推進課長　本日、様々御意見をいただきまして本当にありがとうございました。事務局から４点ほどございます。

まず１点目は、意見の御提出のお願いです。本日の協議会の資料に関する御質問等、本会に対する御意見等、９月７日月曜日までにお願いいたします。提出方法はファクスですとか電子メール等で御提出いただけたらと思います。

２点目です。本日の議事録についてですけれども、また後日、皆様のほうにお送りいたしますので、御確認をお願いいたします。

もう一つ、３点目、次の日程でございます。次回10月19日月曜日を予定してございます。場所はこちら当会場でございます。御予定いただけたらと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

４点目ですけれども、今、机上にも配付してございますシンポジウムのチラシでございます。今回、このプラン、次期のプランの策定とあと条例改正について、９月25日の金曜日18時30分、６時30分から、「当事者の選択を支える。」と題して、玉川せせらぎホールでシンポジウムを開催いたします。本会からも石渡部会長と朝日副部会長、それから三好委員と荻野委員が御参加いただけます。

副部会長、コーディネーターということでお願いするんですけれども、何か一言ございますでしょうか。

○委員　ちょうど１か月後、９月25日ということでございます。今日の皆さんの御議論を伺いながら、私のコーディネーターの構想がさらに高まったかなということでうれしく思っております。というのは、最終的にやっぱり目指すべきはインクルージョンプランを、そして、条例も世田谷区民、これは障害の有無にかかわらず、全ての世田谷区民が自分事としてどう捉えていくか、これは行政もそうだと思うんです。これがやっぱり問われているのが今回のシンポジウムだなと思って受け止めました。障害に焦点を当てて、住まいも、そして災

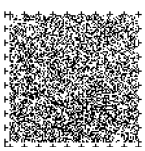
害も、教育も考えていくということは、課題を明確化したり、対応策がはっきりしていくので、とてもいいことなんですけれども、と同時に、それが個別、特別なものとして整理されるのではなくて、災害であれば、危機管理のほうの全体像の中で障害の部分を忘れないでよ、住まいであれば、居住支援の中で、やっぱり障害のいわゆる困難さを忘れないでよというところを共有化していくことがすごく大事なので、そういう意味では、この条例もプランも我が事としてどう受け止めていただけるかというところに力を注いでまいりたいと思います。発言の機会をいただいてありがとうございました。以上でございます。

○障害施策推進課長　ありがとうございます。

時間のない中で、あとシンポジウム、本人発表が今回初めてということで、委員のほうから何かコメントをいただけたらと思います。

○委員　このチラシの裏面にお名前がありますけれども、上原紘子さん、軽度の知的障害のある方なんですけれども、お名前からお分かりになる方もいらっしゃるかもしれないですが、当会の元会長のお嬢様でございます。とてもしっかりした方で、とても優しいし、うちの息子なんかはとても面倒を見てもらって優しいお姉さんという感じなんですけれども、上原さんは東京都手をつなぐ育成会、ゆうあい会という本人活動があるんですけれども、そちらのほうでもいろいろ活動をなさっていて、ほかの場面でもとてもしっかりとした意見発表をされたので、ぜひお勧めということで今回登壇していただきます。よろしくお願いします。

○障害施策推進課長　ありがとうございます。こちらは事前の申込みは不要でございます。参加費も無料となってございますので、可能な範囲で皆様も御参加いただければと思います。このチラシですけれども、まだ案でございまし



て、現在作成中で、完成しましたらまたデータで共有させていただければと思います。印刷数、限りはあるんですけれども、もしも紙で御入り用でしたら、また御連絡いただけたらと思います。

それから、今回のパブコメは９月８日から10月７日となってございます。「区のおしらせ」に掲載いたします。ホームページにも掲載いたしますので、チラシなどでも御案内する予定ですので、お寄せいただけたらと思います。

事務局からは以上です。

○部会長　ありがとうございました。

それでは、今日言いそびれたことがおありの方は意見を出していただければということですし、シンポジウムの御案内で、私も御本人のお立場での上原さんのお話は本当にすばらしいと思います。

それでは、これで第３回は終了ということで、皆さん、貴重な御意見をたくさんありがとうございました。お疲れさまでした

午後８時18分閉会